

別冊 指定地域密着型サービス事業者の指定について

- 1 事業主体
 - ・法人名称 株式会社ファミライフエヌ
 - ・法人所在地 茨木市大字佐保 266 番地
- 2 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- 3 事業所の名称 グループホームコティ上穂積
- 4 事業所の所在地 茨木市上穂積二丁目 8 番 1 6 号
西圏域
- 5 事業開始年月日 令和 4 年 1 2 月 1 日
- 6 利用者数 利用定員 1 8 人 (9 人×2 ユニット)
- 7 構造及び面積 木造 2 階建
 - ・居室面積 8. 1 6 m²×1 8 室
(基準上必要な面積 1 室あたり 7. 4 3 m²以上)
 - ・居間及び食堂の合計面積 4 8. 9 6 m² (2 4. 4 8 m²×2 ユニット)
(基準上必要な面積 機能を十分に発揮しうる適当な広さ)
- 8 従業者
 - 管理者 1 人 (常勤専従 1 人)
 - 計画作成担当者 1 人 (非常勤専従 1 人)
 - 介護従業者 1 6 人 (常勤専従 1 0 人、非常勤専従 6 人)
- 9 事業運営規程 別紙のとおり
- 10 食費 食費 1, 4 7 6 円/日
- 11 居住費等 家賃 6 7, 0 0 0 円/月 管理費 2 8, 5 0 0 円/月
- 12 事業者の経歴 平成 2 2 年 6 月に法人を設立。平成 2 3 年 8 月に茨木市大字佐保で、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)認知症対応型通所介護を開設しており、令和 4 年 1 2 月 1 日からグループホームコティ上穂積を開設予定。
- 13 その他 A E D は建物内に 1 台設置予定

指定地域密着型サービスの指定について
(認知症対応型共同生活介護事業者の指定申請)

名称		グループホームコティ上穂積	
		認知症対応型共同生活介護人員・設備・運営基準	可否
事業内容		・要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。	○
人員基準	事代表業者	・特養、老人デイサービス、老健、介護医療院、認知症対応型共同生活介護等の従業者又は訪問介護員等として、認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、かつ厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	○
	管理者	・適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特養、老人デイサービス、老健、介護医療院、認知症対応型共同生活介護等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であって、かつ厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	○
	従業者	・計画作成担当者：事業所に1人以上配置し、厚生労働省が定める研修を修了している者で、少なくとも1人は介護支援専門員とし、介護支援専門員でない計画作成担当者は特養の生活相談員等で認知症高齢者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者とする。	○
		・介護従業者：夜間及び深夜の時間帯以外は共同生活住居ごとに、常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ※夜間及び深夜の時間帯はユニット毎に1以上の夜勤(宿直不可) ※認知症の介護等について知識、経験があるもの	○
設備基準	共通基準	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ※訪問系サービス以外の全てのサービスが対象	○
	個別基準	・1事業当たりの共同生活住居は1以上3以下	○
		・共同生活住居の定員は5人以上9人以下	○
		・居室、居間、食堂、台所、浴室等、日常生活を営む上で必要な設備を設けること。(サービス提供に支障がない場合は、併設する指定介護予防地域密着型サービス事業所との設備の共用を認めるものとする。)	○
		・居室床面積は7.43㎡以上	○
		・原則個室	○
		・立地場所は住宅地又は家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。	○

注：○は申請内容が指定基準を満たしていることを示す。

グループホームコティ上穂積 運営規程

(指定認知症対応型共同生活介護)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条 株式会社ファミライフエヌが設置するグループホームコティ上穂積（以下「事業所」という。）において実施する「指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護」（以下「事業」という）の適正な運営をするために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防に当たっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、要介護者であって認知症である人については、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。利用者ひとりひとりの心身の特性を踏まえ、認知症の症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行う。利用者の心身機能の維持回復と生活機能の維持及び向上を目指し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、その認知症である利用者が、可能な限り共同生活において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、生活機能の維持及び向上を目指し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業を行うにあたっては、地域との結び付きを重視し、市、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健医療サービスや地域包括支援センター、福祉サービスを行う者との綿密な連携に努めるものとする。
- 3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切、有効に行うよう努めるものとする。
- 5 「茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月10日茨木市条例第46号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の提供にあたっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 グループホームコティ上穂積
- （2） 所在地 大阪府茨木市上穂積二丁目8番16号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- （2） 計画作成担当者 1名（非常勤）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成するとともに、連携する医療機関等との連絡、調整を行う。

- （3） 介護従業者16名（常勤 10名・非常勤 6名）

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

介護従業者は、介護計画に基づき利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は18名とする。

内訳 1階 1ユニット 9名 2階 1ユニット 9名

（事業の内容）

第7条 本事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- （1） 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- （2） 日常生活上の世話
- （3） 日常生活の中での機能訓練
- （4） 相談、援助等

（介護計画の作成）

第8条 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を個別に作成する。

2 介護計画の作成にあたっては、利用者または家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 介護計画を作成した際には、利用者または家族に交付する。

4 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努

め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)によるものとする。

- 2 入居金については、36万円を徴収し、24万円を入居時一時償却し、入居後1年以内の退去については12万円を月数に応じて返金する。
- 3 家賃については、月額67,000円を徴収する。
- 4 食費については、日額1,476円を徴収する。
- 5 管理費については、月額28,500円を徴収する。
- 6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費を徴収する。
- 7 月の途中における入退居については日割り計算とする。
- 8 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者またはその家族に対し、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 9 事業の提供に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 事業の対象者は要支援者(要支援認定2以上)または要介護者であって認知症の状態にある者で、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象者から除かれる。

- (1) 認知症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症状に伴う著しい行動障害がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し、適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

（衛生管理等）

- 第11条 事業を提供する施設、設備及び備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生しないように、また蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第12条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

- 第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- また、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

（身体拘束等の禁止）

- 第14条 本事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従事者その他の従業者に周知徹底を図る。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。

(苦情処理)

- 第15条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、または市の職員からの質問若しくは照会に応じ、市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合は、その指導や助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した事業に係る利用者または家族からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、その指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(情報公開)

- 第16条 事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める基準に従って提供する介護サービスの質の評価（「自己評価」）を実施し、定期的に「外部評価」を受け、それらの結果等を公表するものとする。

(個人情報の保護)

- 第17条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努める。
- 2 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、退職した後においてもこれらの個人情報を保持するべき旨を、雇用契約の内容とする。
 - 3 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(運営推進会議)

- 第18条 事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 2 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成する。
 - 3 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回とする。
 - 4 運営推進会議は、事業の活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望や助言を

聴く機会とする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ファミライフエヌと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

日常生活圏域



